

市政記者各位

福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課

## 重度障がい者の受け入れを支える新たな支援を開始

～医療的ケアも、行動障がいも。事業所での受け入れを支援・促進します～

福岡市では、重度障がい者の受け入れを支え、家族負担を軽減するため、重度障がい者(医療的ケア児・者や強度行動障がいのある方)を新たに受け入れる短期入所・生活介護事業所への経費の一部補助及び短期入所の空白地域で開設する事業所に対して経費の一部を補助する、新たな支援策を開始します。

### 概要

新規

#### ＜1 重度障がい者の受け入れに必要な人件費を補助＞

新たに重度障がい児者を受け入れる短期入所事業所と生活介護事業所に対し、職員加配相当の費用を補助します。

新規

#### ＜2 短期入所空白地域での開設を支援＞

短期入所事業所が開設されていない地域に、新たに医療的ケア児者を受け入れる短期入所事業所を開設する事業者に対し、看護職員の配置費用として最大400万円補助します。

拡充

#### ＜3 最重度の障がい者を受け入れるための設備改修補助を拡充＞

新たに最重度障がい児者を受け入れる短期入所事業所と生活介護事業所に対し、必要な設備改修や備品購入費用を最大200万円補助します。

#### ※スケジュール

【募集開始】令和8年6月9日

【補助の決定】

- 1(人件費補助) : 随時
- 2(開設支援) : 9月以降
- 3(設備改修) : 7月以降

【問い合わせ先】

福祉局障がい者部障がい施設福祉課 立山  
TEL:092-711-4249(内線 2160)

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す『福岡100』を進めています。

『福岡100』WEBサイト ▶



**福岡100**  
何歳でも  
チャレンジできる  
未来のまちへ

## ■施設の種別について

### 【短期入所とは】

障がいのある方を施設に短期間入所させ、入浴や食事、排せつなどの介護や必要な支援を提供するサービス

### 【生活介護とは】

常時介護が必要な障がいのある方に対し、主に昼間に入浴・排せつ・食事の介護や創作活動・生産活動の機会などを提供するサービス

## ■補助の概要

### 1 重度障がい者の受け入れに必要な人件費の補助

【対象】 福岡市の指定を受けて短期入所や生活介護のサービスを行っている事業所で、新たに、医療的ケアが必要な方(①)や強度行動障がいのある方(②)の受け入れに取り組む事業所

※①は遷延性意識障がい等で短期入所の支給決定を受けている方

②は障がい支援区分認定調査の行動関連項目のスコア合計が18点以上の方等

### 【補助額】 ※時間単価

補助の内容 (1人あたり)	①医療的ケアが必要な方の場合		②強度行動障がいのある方の場合	
	生活介護	短期入所	生活介護	短期入所
時間単価	2,364円/h (看護職員)	2,364円/h (看護職員)	1,449円/h (生活支援員)	1,770円/h (生活支援員)
支援時間	7時間/回 (1日あたり)	40時間/回 (2泊3日)	4時間/回 (1日あたり)	40時間/回 (2泊3日)
支援回数	3日/週	2回/年	3日/週	2回/年

例1)医療的ケア児・者の短期入所を年に2回(計80時間)行った場合:約19万円

例2)強度行動障がい者の生活介護を週に3日(4時間/日)、6か月間行った場合:約45万円

### 2 短期入所空白地域での開設の支援

#### 【対象】

次の5つのいずれかの地域内に、新たに医療的ケア児者を受け入れる看護職員常勤配置の短期入所事業所を開設する事業者

※地名は小学校区。8年度は3地域を選定。

- ①東区 : 三苫、美和台、和白、和白東、香住丘、香椎、香椎下原、香椎東
- ②博多区 : 月隈、東月隈、席田、板付、板付北、三筑、弥生、那珂、那珂南
- ③中央区 : 全校区
- ④城南区 : 全校区
- ⑤西区 : 北崎、今津、元岡、周船寺、西都北、玄洋、西都、今宿